次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～二十八　略］ 二十九　トレードウェブ・ジャパン株式会社 三十　［略］ 三十一　［略］ 三十二　［略］ 三十三　［略］ ［号を削る。］ ［三十四～百二十六　略］ 百二十七　アフラック・アセット・マネジメント株式会社 百二十八　［略］	（金融商品取引業者） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～二十八　同上］ 二十九　［同上］ 三十　［同上］ 三十一　［同上］ 三十二　［同上］ 三十三　トレードウェブ・ヨーロッパ・リミテッド ［三十四～百二十六　同上］ ［号を加える。］ 百二十七　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第四十四号

ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ東京支店より保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第四号に掲げる日本における主たる店舗の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月一日

金融庁長官　森　信親

日本における主たる店舗　東京都千代田区麹町二丁目一番地

○金融庁告示第二号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関であるＴｒａｎｚａｘ電子債権株式会社から、同法第七十二条第一項の規定により、商号を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月一日

金融庁長官　森　信親

法務大臣　上川　陽子

変更後の商号	変更前の商号	変更の年月日
Ｔｒａｎｚａｘ電子債権株式会社	株式会社Ｄｅｎｓａｉサービス	平成二十九年十月一日

○法務省告示第五百四十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～二　略］ 二の二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、その配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）が千万円以上であるものに限る。）に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 ［三～四十二　略］	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。 ［一～二　同上］ 二の二　申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、その配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）が千万円以上であるものに限る。）に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（継続して一年以上当該高度専門職外国人に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居し、かつ、その者の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動 ［三～四十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	